

京都精神保健福祉士協会

きょうと通信 No. 123 2017 年 8 月



事務局：医療法人つばき医院内

〒602-0895 京都市上京区上御霊町 410

TEL 075 (411) 1011/FAX 075 (411) 1020

E-mail: office@kyo-psw.org

HomePage: <http://www.kyo-psw.org>

【第 17 回記念講演報告】

テ ー マ： 国家資格化から20年～精神保健福祉士の現在・過去・未来～

日 時： 2017年5月28日(日) 14:00～16:00

場 所： ハートピア京都（京都府立総合社会福祉会館）大会議室

講 師： 古屋 龍太氏

（日本社会事業大学大学院福祉マネジメント研究科長、教授）

参加人数：67名（会員61名、非会員6名）

5 月 28 日、日本社会事業大学大学院福祉マネジメント研究科長の古屋龍太氏による記念講演会「国家資格化から 20 年～精神保健福祉士の現在・過去・未来～」が行われた。国家資格化から 20 年を迎えた PSW について、現在・過去・未来それぞれにおける PSW の姿を社会情勢や政治思潮と照らし合わせながら総論的に語られ、その内容は私たちのアイデンティティである「精神保健福祉士」とは何なのかを理解、整理でき、これからどうするべきなのかという課題を強く突きつけられた講演だった。

冒頭で、社会保障の政治思潮についての表示と解説があり、社会保障への考え方として会場の参加者の考えに近いものへの挙手をとられた。会場では「自助」と「公助」という振れ幅の中で「公助」に近い「社会民主主義」の考えに賛同する方が多くみられた。古屋氏が日々接している今の学生は「自



助」に近い「新自由主義」に賛同するものが多いとのことで、自分が教育を受けて現場に入った時期によって感覚が違うと言われていた。また過去の歴史を語られる中で、第

0 世代から第 3 世代の PSW の実際の声が紹介され、PSW になった時の法制度によって各 PSW の「実践」の根差す「価値」は決まってくるという解説があり、同じ職種としての「価値」を共有することがもはや難しい状況になっているという言葉があった。PSW のユーザーへのかかわりの視点として第 0 世代の柏木昭氏が説いた「時熟」の重要性があるが、今 PSW は報酬制度などによりユーザーのタイムリミットが設定されて、時間に追われる中でそれが難しくなっている状況がある。つまりカネが PSW の本来の目的であるかかわりを放逐し、新自由主義的メンタルヘルスシステムの調整装置としてのポジションを担わされ、期待されていていっているという現状が示された。

PSW や PSW にまつわる環境のこれからの未来については、精神科医療、支援環境、スタッフ、ユーザー、メゾ〜マクロレベル、それぞれの局面での古屋氏が予測する今後の変化がおおまかには以下が示され、語られた。「精神科病院は縮小し、クリニックに移行。デイケアは減少し、当事者主導の地域拠点施設が徐々に増加。ピアスタッフが増える。」「スタッフは地域へ移り、治療よりもリカバリーを志向するスタッフが増加。」「精神科医療に対するスティグマが徐々に消え、精神保健福祉法がなくなる。」など。こういった前向きな変化の一方で、「PSW から MH（メンタルヘルス）SW になる。対象者は変化し、新自由主義的な社会構造の中で調整システムのアイテムとして、対策の絆創膏として PSW は導入される。」などの大きな課題も挙げられた。「調整」している限りは、矛盾だらけの社会環境は不問に付されるし、問題は本人に全て還元され、課題の解決像も描かれないままになると古屋氏は言う。加えて、改革者としての PSW のプレゼンスの地盤低下があり、クライアントは顧客ではなく商品となる中で、誰にとっての専門職なのか PSW が問われているとも言う。講演の最後に古屋氏が言った「それぞれの現場で、静かに、粘り強く、譲れないものを大切に、戦い続けて欲しい。」という激励の言葉は、全参加者の明日への大きな希望、そして課題になったに違いない。

（金井 浩一）

【7 月例会報告】

障害年金申請の基礎学習－精神疾患編－

日 時： 2017年7月6日(木)19:00～21:00

場 所： キャンパスプラザ京都 第4会議室

講 師： 船田 光朗 氏（京都駅前社会保険労務士法人）

参加人数： 62名（会員34名、非会員28名）

PSW の職域拡大、専門分化、複雑化している昨今、障害年金制度の知識を習得できていないままで相談を受けることや、多忙な中で知識の更新ができなくなっている現状があるのではないのでしょうか。また、若手の PSW としては、慣れない業務に追われて年金制度について学ぶ機会が少なく、苦手意識を持ってしまい、全て年金事務所などの相談窓口へ紹介するだけの対応になっているのではないかと、などの問題があると認識して今回の企画を行いました。

すでに障害年金の申請支援はソーシャルワーカーに特化したものではなくなっているということもあり、他職種の専門家から知識を学び、日々の実践に活かしていくことが必要と考え、今回は社会保険労務士の舩田氏に講師を依頼しました。今回は非会員の方も含め 62 名の方が参加されました。講義の合間合間にたくさんの質疑応答を織り交ぜての進行で、本当に熱気のこもった学習会となりました。



さて、平成 28 年 9 月 1 日から、障害基礎年金における地域差をなくするという目的で、精神障害の認定は、『国民年金・厚生年金保険 精神の障害に係る等級判定ガイドライン』等に基づいて行われることになりました。今まで都道府県ごとに審査されていたものが、平成 29 年 4 月から東京都で一括された審査されることになったのです。これは「地域差の解消が目的」と言われていますが、今

まで年金受給をされていた方が、不支給判定となり受給できなくなる可能性や、今まで我々が認識していた障害年金を受給できる方の基準を誤認識するおそれもあります。こういった現状があるため、私たちは当ガイドラインについての知識を身につけ、適切にクライアントへの支援を行う必要があると思います。

今回の研修では、障害年金申請の 3 要件を詳しく解説していただきました。また、ガイドラインの基準の曖昧さや審査請求時の注意点、ポイントもお話しいただきました。日頃の実践に活かせる内容が多く、大変勉強になった学習会でした。一番印象に残っているのが「障害年金を受給することは当然の権利」という講師の言葉です。参加者からも、「もともと障害年金は難しく、また初診日認定等の問題で泣いている人もたくさんいるのでは？…」と思っていましたが、今日は詳しくお話を伺うことができ、また情熱を持って、支援なさっている先生のような方がいらっしゃるのがわかり、SW を志す気持ちが高まりました。ありがとうございました。」といった声がアンケートを通じて聞かれました。

PSW として、クライアントに対して権利保障のための支援を行っていくことは当たり前のことであり、疎かにしてはいけない部分です。障害年金のみならず、今後あらゆる領域の中で、他職種の専門家との連携や協力をしていくことが求められます。今後も、他職種との繋がりや連携を深めていけるような研修を企画していければと考えています。

(研修部)

【ソーシャルワーカーデー事業報告】

今年のソーシャルワーカーデーは7月17日、祇園祭の巡行の日と重なりましたが、恒例となった京都社会福祉士会、京都医療ソーシャルワーカー協会との共同で「ソーシャルワーカー」をより多くの方に知ってもらうための活動を行いました。会場は2回目となる地下鉄醍醐駅にある「アルプラザ醍醐」の入り口付近をお借りし、特製「うちわ」約300枚を配布しました。チラシとは異なり受け取って下さる方が多く、配布を制限するほどでした。高齢者の方も多く、相談コーナーでは、ご自身やご家族の介護や一人暮らしに関する相談をされる方や、制度や政治に対する不満や愚痴のようなことを話していく方などがおられました。

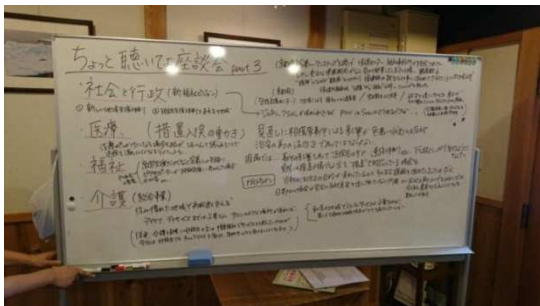
この活動は毎年恒例となっています。内容については今後もいろいろと工夫していきたいと考えております。ご意見などあればぜひ事務局まで、また、みなさまの積極的なご参加もお待ちしております。

(西村 睦美)



【公益社団法人日本精神保健福祉士協会京都府支部 総会及び座談会開催報告】

2017年6月3日、「ジョイント・ほっと」にて京都府支部総会が開催されました。総会出席者は、議決権を持った構成員188名中、会場参加者が22名、委任状提出は77名で、合わせて99名になり、2016年度活動報告・決算報告、2017年度活動計画などの議案はすべて承認されました。また京都精神保健福祉士協会との合同災害対策計画についての周知と意見募集、日本協会からの報告として、2018年度及び2019年度代議員の選出スケジュールの確認等について情報を共有しました。



総会終了後は毎年恒例となっている「ちょっと聴いてよ！座談会 part3」を行いました。今年は話題提供者として3名の方をお呼びし、精神保健福祉法の一部改正に係る措置入院制度改正の動き、京都市をはじめとした行政サービスのワンストップ化の動き、総合事業について、情報共有とPSWとしての思い

について考えを深めていきました。措置入院が理由で医療によりやくつながれた人がいる一方、退院支援の捉え方が法律や制度にしばられ、現在の法改正により人権が侵害される危惧がある今の流れへの不安の声が上がりました。包括ケア、ワンストップ化、介

護保険の総合事業等の流れについても、サービスから漏れる人が出てくる懸念が共有されました。国のあり方が刻々と変化しつつあるこの社会において、私たちソーシャルワーカーは何ができるのか、各参加者が現場での経験に照らしあわせながら考える時間となりました。

（京都府支部担当）

【リレー職場紹介】



さん

員をさ

私は福祉系の専門高校を卒業して介護福祉士を取得しました。その後、四年制大学に進学し、社会福祉士、精神保健福祉士、教員免許を取得しています。在学時に専攻していた領域は、スクールソーシャルワークの分野です。京都府の採用試験を受けて合格し、社会人で初めて配属された職場が今の京都府立洛南病院でした。何故、今まで福祉職を選んできたか、ということを考えると、まず家族の顔が浮かんできます。私の祖母が精神疾患を持つ当事者であったことが、きっかけになっているのではないのでしょうか。祖母は精神科病院に入退院を繰り返していました。病院の中で隔離され、約 20 年前の現場で行われていたような長時間の身体拘束を受けている姿を見て育った悔しい思い出があります。そんな影響もあってか「何か変えたい」という気持ちから気付けば自身から福祉職の道を選んでいたようにも思います。そんな経験もあ、京都府へ入職し、縁があって京都府立洛南病院に配属され、日々当事者の方々の支援に全力を注いでいます。

それでは京都府立洛南病院について簡単にご紹介させていただきます。京都府立洛南病院は、府内唯一の公立精神単科病院として、救急医療や専門医療を提供しています。平成 14 年にスタートした府南部圏域における精神科救急医療システムの「基幹病院」として、精神科救急の砦としての役割を果たしています。多様な医療的なニーズに応えるための取り組みが行えるように病院の機能強化を目指しており、地域支援者、行政機関との連携を大切にしている病院です。

その中での PSW の役割は多くありますが、自身が配属されている精神科救急入院病棟の中での業務を簡単に挙げると以下のような内容があります。①救急で入院された方の情報を収集。②独り暮らしである方に対する療養環境調整。③高額療養費制度、障害年金、精神障害者保健福祉手帳などの制度に関する情報提供と申請援助。④訪問看護、障害者総合支援法に基づく福祉サービス導入調整。⑤退院前カンファレンス⑥家探し・施設入所など手厚い支援。

精神科救急の場面では、急性期の症状の中で苦しんでいる方の生活を立て直すことや

安心して医療を受けていただくための支援が必要不可欠といえます。PSW として、クライアントさんが安心して退院後の生活が送れるような支援を行い、自己決定を尊重しながらスムーズに地域へ戻っていただくことが求められます。

Q2.仕事を通じて大切にされていることを教えてください！

精神科病院で仕事をしていると、必ずと言っていいほど、ソーシャルワーカーとしての自身と、病院組織の中の職員としての立場から葛藤が生じることが多いのではないかと考えています。診療報酬上の枠組みの中で退院調整が求められ、無理な退院調整や支援者間の衝突、クライアントの立場に立たずに現場のスタッフ視点で都合のよい支援を行ってしまい、板挟み状態になることがあります。

その中で、自身が大切にしていることは、上記のような葛藤を自覚し、病院の専門職の中で、クライアントの立場に立ち、医者への指示ではなく指導のもと業務を行う専門職としての自覚を持つことが重要であると考えています。我々PSW がどのような専門性があり、どのような立場で支援をしているかなど理解している他職種は少ないといえるでしょう。きちんと専門性を言語化していくことが求められ、実行していかなければ、ただの「国家資格を持つ事務員」になりかねません。他職種の言いなりにならないよう心がけることや同じ専門職として本人の立場に立った発言をしっかりと行うことが必要だと思い、日々の仕事に取り組んでいます。ソーシャルワーカーとしての自分と、組織内での自分がどのような役割があるのかをきちんと自覚し、上手く立ち回ることが最も重要であると私は考えています。

もちろん私生活も楽しむことも大切ですね！公私ともに健康であること、自分の時間も大切にしていくことも重要です。人生を楽しんで、発見した楽しみをクライアントさんと共有することも必要ですね。まだまだ勉強不足な身ですが、「当事者と学び、当事者から学ぶ」ということを忘れずに頑張っていきたいと思います。

【トピックス①ソーシャルワーカー育成検討委員会】

第1回 ソーシャルワーカーの集い

～ 新人から3年目までの精神保健福祉士の相互研修 ～

“仲間とともに”ソーシャルワーカーへの道を歩み、
“学びほぐす”ことでプロフェッショナルを目指そう！

実習検討委員会は、今年度から「ソーシャルワーカー育成検討委員会」へと名称を変更しました。従来の役割である実習のあり方検討を強化し、新たに実習教育と現任者研修が一貫性のあるソーシャルワーカー育成となるように、初任者が継続的に集い・学ぶ場を創出することになりました。

とりわけ入職1年目の新人から概ね3年目くらいまでの精神保健福祉士を対象に、医療機関や地域事業所などの職場や職域を超えた相互研修の場を提供し、今まさに直面しているソーシャルワーク実践の多様な課題について、学び合う機会を創造したいと思います。

- | |
|---|
| 1. 日 時：2017年8月26日（土）14:00～16:30 （受付13:30～） |
| 2. 場 所：京都市子育て支援総合センター こどもみらい館 4階 第2研修室
〒604-0883 京都市中京区間之町通竹屋町下る楠町601-1
TEL：075-254-5001(代) URL：http://www.kodomomirai.or.jp/ |
| 3. 対 象：京都精神保健福祉士協会会員で入職1年～3年目位までの精神保健福祉士 |
| 4. テーマ：「精神保健福祉士の職場と仕事」 |
| 5. 内 容：参加型の相互研修および講義、グループワーク |

※備考：○今回参加できなくて次回から参加したいという方は下記までご連絡ください
○経験4年や5年目でも参加してみたいという方は事前にご相談ください
○2回目以降は参加者の希望や意見に基づき日程や内容を決めていきますが、今年度は5回程度の研修を予定しています

※連絡先：担当役員 泉 洋一 TEL：075-491-2141（佛教大学福祉教育開発センター）

E-mail：y-izumi@bukkyo-u.ac.jp

京都精神保健福祉士協会 ソーシャルワーカー育成検討委員会
鈴木 和、福田 寛、藤井 弘、山田 奈央子、泉 洋一

「ソーシャルワーカーの集い」研修の趣旨

私たちソーシャルワーカーは、自立した仕事ができるようになるのに5年はかかると言われています。最初は職場に慣れることに精一杯の新人であっても、クライアントとの出会いとかかわりの過程を経て、ソーシャルワークの価値や知識、技術を一つひとつ確かめながらソーシャルワーカーとしての実践ができるようになる5年間です。

しかし、私たちの職場は、ソーシャルワーカーになるための十分な研修体制が保障されているわけではなく、個人的な努力と研鑽を積み重ねて、援助の視点を広げたり、専門性を獲得したり、スキルアップをはかったりする必要があります。

また、同時期に入職した精神保健福祉士の仲間が多いわけではなく、同期は一人もない職場も多く、ともすれば孤立感や焦燥感、疎外感などの実践の落とし穴に陥ることがあります。また、ソーシャルワーク実践は、社会の矛盾と様々なジレンマに直面しやすいため、容易にバーンアウト(燃え尽き)してしまうことも考えられます。

そんな時、一人で悩んだり考えたりすることも大切ですが、無理をせず、また孤立せずに仲間や先輩たちと語り合うことも重要だと考えます。だから「ソーシャルワーカーの集い」では、まず安心して話し合ったり、愚痴を言ったりできる仲間づくりをベースにした相互研修の場を目指しています。また、なかには大学や専門学校で学んできたソ

ーシャルワークの価値や原則と現場の実践との間に違和感を抱いている人もいるかもしれません。また、ソーシャルワークの価値や原則にとらわれ過ぎて身動きがとれなくなることもあるでしょう。そんな時、これまでに学んだことをアンラーン(unlearn) する必要がありますと考えます。つまり“学びほぐす”ことでソーシャルワークの価値や専門知識、技術が使えるようになるのです。

「ソーシャルワーカーの集い」は、すでに構築された研修プログラムや方法があるわけではありません。研修の目標や進め方、内容など、すべて参加者とともに考えていきたいと思います。そういう意味では、企画している私たち委員も新人であり、皆さんから学びたいと考えています。

【トピックス②生活保護基準引き下げ違憲訴訟ニュース No.9】

2015 年 5 月 29 日、本訴訟の意見陳述が京都地裁で始めて開かれてから今回で 10 回目を迎えました。この間、全国各地に広がった訴訟は「新・生存権裁判」と名づけられ、朝日訴訟を想起させるほど支援の輪が広がっています。今回は 7 月 11 日（木）に京都地裁で開かれた第 10 回傍聴期日の概要を「支援する会」の資料を元にレポートいたします。

まず原告の意見陳述では、精神障がい当事者の A さんが自らの半生を語り、生活保護費の引き下げにより限界まで生活費を切り詰めざるを得ない状況を訴えました。A さんは、中学校卒業後、地方から京都へ移住し、働きながら夜間高校を卒業されます。その後、様々な仕事を続けながら、結婚、そして子育て。しかし、30 代の前半、てんかんの発作を契機に入院、うつ病の診断を受けます。離婚後、生活保護の受給となるものの、仕事ができる時期は保護を辞退し、仕事ができない時期は保護を受けるという生活を送るようになりました。

その後、作業所へつながり、仲間とともに当事者会や権利擁護運動にも携わるようになった A さんですが、保護費が引き下げられた後は、食費や光熱水費を切り詰めるため様々な苦労を強いられています。A さんは、「現在の私は、ただただ生命を維持することに精一杯であり、娯楽はもちろんのこと、何らの文化的交流もありません。果たしてこのような生活が、本当に『健康で文化的な最低限度の生活』といえるのでしょうか」と訴え、「ただでさえ水準の低い生活保護基準を、行政が当事者の意見も聞かずに引き下げたことに強い憤りとこれからの生活への恐怖を感じています」と結ばれました。また、森田弁護士による弁論では、統計学の専門家である静岡大学教授・上藤一郎氏の意見書をもとに、厚生労働省が引き下げの根拠とした生活扶助相当 CPI の問題点を指摘しました。とりわけ生活扶助相当 CPI が消費者物価指数の国際的な基準から逸脱しており、物価の異常な変化と下落率が算定されていることから「事実証拠」にはなり得ないと結論づけました。

厚労省は、2008 年と 2011 年の物価を比較する際、基準時を 2010 年としているのですが、国際基準では基準時を 2008 年よりも前（過去）の年に置くことにしています。また、国際基準ではマーケットバスケット方式（買い物カゴ方式）を採用し、基準時の品目数を固定していますが、厚労省の計算では 2008 年と 2011 年の品目が異なる（買い物カゴに入れた物品が違う）ため、「比較する対象品目は同一でなくてはならない」という国際基準からも逸脱しています。統計学の専門家でなくとも、比較する品物が違えば正確な比較や計算とはならないことは容易にわかることです。

そもそも国際基準から逸脱した方法と計算式を用いて、物価が下がったかのような錯覚をもとに生活保護基準が引き下げられたのであれば、我が国の生活保護行政の正当性がその根幹から問われることになるでしょう。

※第 11 回傍聴期日は 10 月 26 日(木)13 時 30 分～京都地裁。詳細は泉（Tel 075-491-2141：佛教大学）まで。また、facebook「京都 新・生存権裁判を支援する会」を参照ください。

【トピックス③ 災害支援検討委員会より】

今号より災害支援検討委員会よりコラムを掲載させていただくことになりました。

今夏も各地で豪雨による被害が続いています。また、テレビに地震速報のテロップが流れることも日常になっています。改めて災害が身近に起こり得るものであることを感じつつも日常の慌ただしさの中に埋没しがちなテーマではありますが、このコラムを通じて、少しでも考える機会となることを願っています。

災害支援検討委員会では昨年度に日本精神保健福祉士協会京都府支部との合同災害対策計画（案）を作り、5 月の総会で皆様に説明させていただきました。決して十分なものではありませんが、取り組みを具体化する中で課題が見えたことは大きな収穫でした。今後は災害対策計画（案）の中身について検討を重ねながら、よりよいものにしていきたいと思っています。（災害が起こらないのが一番いいのですが…）。そのためにも今号に同封している意見用紙にて、ぜひ皆様からのご意見をいただきますようお願いいたします。

（災害支援検討委員会）

【2017年度第1 回役員会概要報告】

日時 2017 年 4 月 12 日（水） 19:00～20:20

場所 アステックむろまち

出席）平山 松本 大石 東森 知名 宮崎 下村 泉 斉藤 西村

欠席）大塚 橋本

司会）大石 書記）斉藤

【2017 年度第 2 回役員会概要報告】

日時 2017 年 5 月 17 日（水） 19:00～21:30

場所 アステックむろまち

出席) 泉 大石 大塚 齊藤 下村 知名 西村 平山 橋本 松本 宮崎 東森
司会) 東森 書記) 齊藤

※詳細はURL よりご確認ください。 <http://www.kyo-psw.org/?p=550>

(ホームページの会員ページよりご覧頂けます。)

【事務局より～会員の動向～】

(入会)

岳 (いわお) 綾乃さん 所属) 栄仁会 宇治おうばく病院 地域連携室

黒田 優子さん 所属) 就労支援継続B型事業所 西山高原工作所

会員数 7 月 5 日現在 347 名

【ほっと一息コーナー】

私事ながら昨年子供が生まれまして一歳半になります。とにかく本を読んでほしい様子で、親に本を叩きつけてくる日々です。絵本は頑丈にできているので大変ですね。

最近、私自分が子供の頃読んでいた本を読ませたいと画策しています。先ず思いついたのはかこさとし先生の著書でした。

『からすのパンやさん』や『だるまちゃん』シリーズなど、ご存知ではないでしょうか。先生は御年 91 歳でいまだご健在、現役作家であられます。『からすのパンやさん』の続編、『からすのてんぷらやさん』等 4 冊を 2013 年に上梓されているのは驚きです。今年になって、河出書房新社より詳しいムック本も出ました。とはいえ先生は「子供は思い通りにならないから面白い」とも語っておられました。親の押しつけで無理に読ませるのは控えたところ……。まあ、全然読んでくれなかった時は……。自分で読むから大丈夫です！

(田中)



【編集後記】

子どもが夏休みに入ったので、毎週末ごとにプールに行っています。おかげで腕はすっかり日焼けしました。(中田)

通信担当となるのは二度目になります。前には、職場でネズミが出て困ると書きましたが、その後近隣住宅の解体に伴いイタチが侵入。ネズミは居なくなりましたが、衛生観念上そのイタチを追い出さざるを得ず、ネズミも帰ってきました(対策は業者さんに依頼しております)。自然豊かな環境と言うべきか……。 (田中)